

就労支援の充実強化に向けた公共職業安定所（ハローワーク）業務 の指定都市への移管や国・県との連携強化について

平成 26 年度第 1 回部会終了後、全指定都市を対象にアンケート調査を実施したところ、その結果は、以下のとおりとなった。

1 「一体的実施」の成果

(平成 26 年 3 月末現在) (単位 施設、人、件)

都市名	区 の 数	一体的実施 開始年月	施設数		支援実績					
			常 設	巡 回	新規求職者数	職業相談件数 (延べ)	就 職 者 数	うち生活保護受給者等に特化した取組によるもの		
								支援対象者数	職業相談件 数(延べ)	就 職 者 数
札幌市	10	H23. 11	7		14, 876	55, 968	5, 835	191	496	65
仙台市	5	H25. 4	4		339	1, 982	145	339	1, 982	145
さいたま市	10	H24. 3	5	6	6, 192	30, 483	2, 859	2, 892	16, 774	1, 529
千葉市	6	H24. 8	4		1, 326	14, 904	1, 559	702	2, 993	505
横浜市	18	H25. 4	8		1, 183	3, 722	568	1, 183	3, 722	568
川崎市	7	H25. 4	3		405	2, 201	205	405	2, 201	205
相模原市	3	H24. 4	2		515	1, 741	171	224	705	52
新潟市	8	H25. 1	2	1	336	3, 797	124	129	3, 388	80
静岡市	3	H24. 4	1		206	1, 863	164	206	1, 863	164
浜松市	7	H25. 4	1		413	2, 552	163	232	1, 713	122
名古屋市	16	H24. 2	9	1	3, 359	4, 686	1, 459	1, 316	-	533
京都市	11	H24. 12	7		861	4, 171	417	861	4, 171	417
大阪市	24	H24. 4	11		4, 153	36, 613	2, 496	257	931	74
堺市	7	H25. 4	1	1	357	1, 351	112	14	30	-
神戸市	9	H25. 2	4		868	4, 255	318	868	4, 255	318
岡山市	4	H25. 2	2		373	2, 252	134	373	2, 252	134
広島市	8	H24. 7	6	2	991	7, 311	468	991	7, 311	468
北九州市	7	H24. 1	4		6, 334	19, 285	4, 570	475	1, 226	174
福岡市	7	H24. 8	3		3, 733	33, 490	1, 181	13	59	5
熊本市	5	H25. 4	1		401	2, 318	283	401	2, 318	283
計			85	11	47, 221	234, 945	23, 231 (49. 2%)	12, 072	58, 390	5, 841 (48. 4%)

※ 相談回数が週 1 回未満の施設は、今回の集計には含めない取扱いとしている。

- 平成 26 年 3 月末現在、全ての指定都市で「一体的実施」に取り組んでいる。
- 施設数を見ると、常設窓口が 85、巡回窓口が 11 となっており、常設窓口が 47、巡回窓口が 13 であった前回集計時点（平成 25 年 8 月末）と比べ、新設や巡回窓口の常設化により、常設窓口が大幅に増えている（80. 9%増）。
- 窓口開設以来の利用者数の累計は 4 万 7, 221 人で、そのうち 49. 2%に当たる 2 万

3,231 人が就職するなど、「一体的実施」は着実に成果を挙げている。

- このうち、特定の支援対象を定めて取組を実施しているものの中で、最も取り組んでいる都市が多い生活保護受給者等（生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者）について見ると、利用者数の累計は 12,072 人で、そのうち 48.4%に当たる 5,841 人が就職しており、生活困窮者に対する支援ツールとして大きな役割を果たしていることが分かる。
- 広島市においては、総務省の「地方中枢拠点都市モデル構築事業」の実施団体に選ばれており、近隣市町との連携の 1 つとして、一体的実施の市域外への拡大に向けて、ハローワーク及び近隣の町と協議を進めているところである。

2 「権限移譲」の実を上げるための課題

今回のアンケートでは、昨年 12 月の報告書作成時に取りまとめた課題以外に、新たな課題は出てこなかった。

(1) 国への働きかけが必要な課題

ア 移譲事務の円滑な遂行に必要な移譲時の財源の確保

「権限移譲」を行うに当たり、十分な財源が確保されないことにより、住民へのサービスが低下することが懸念される。このようなことが起こらないよう、移譲事務の円滑な遂行に必要な財源を確保するよう、国に働きかける必要がある。

イ 市域とハローワークの管轄区域との差異の課題の整理

指定都市の市域を所管するハローワークの管轄区域には、指定都市の市域だけでなく、近隣の市町村も含まれる場合があるため、こうした場合において指定都市のみが「権限移譲」を受けた際には、近隣の市町村においても適切なサービスが提供される体制が構築できるよう、国に働きかける必要がある。

(2) 道府県への働きかけが必要な課題

ア 道府県への権限移譲も行われるとした場合の二重行政にならない役割分担

道府県へも権限移譲が行われるとした場合、道府県と指定都市が同一区域内で類似の住民サービスを提供することになり、行政の無駄が生じる恐れがある。このような、いわゆる二重行政が生じないようにするため、道府県と指定都市が十分に意思疎通及び連携を図る仕組みを構築するよう、道府県に働きかける必要がある。

(3) 指定都市として取り組むべき課題

ア 「権限移譲」を受けるべき業務の範囲の検討

現在ハローワークが実施している業務の中には、指定都市市長会として「権限移譲」後も国が引き続き保険者となることを提案している雇用保険業務や、求人・求職の全国ネットワークの構築業務のように、国が引き続き責任を有する部分を残す方が効果的・効率的な行政運営に資するものもある。

このため、指定都市が「権限移譲」を受けるべき業務の範囲や国が行う業務との関係について検討する必要がある。

イ 「権限移譲」後の人員確保、組織体制の整備

「権限移譲」を行うに当たり、指定都市として十分な人員が確保できないこと、組織体制が整備できないこと等により住民へのサービスが低下することはあってはならないことである。このため、指定都市として移譲事務の円滑な遂行に必要な人員を確保し、組織体制を整備する必要がある。

ウ 指定都市内部の他の行政サービスとの連携の検証

「権限移譲」を行うに当たっては、基礎自治体が実施するメリットを最大限生かし、住民サービスを向上させる必要がある。このため、生活保護、住居、介護、子育てなどの生活・福祉施策をはじめとする指定都市内部の他の行政サービスとの連携方策を検討・実施し、その効果を検証する必要がある。

エ 専門知識を持った職員の育成

「権限移譲」を行うに当たっては、指定都市側に職業紹介、相談等に係る専門知識を有する職員が必要となるが、現在、指定都市にはこうした職員がほとんどいないため、国の協力を得ながら、こうした職員を指定都市として育成する必要がある。

(4) 国の地方分権改革に関する「提案募集方式」における共同提案について

国の地方分権改革に関する「提案募集方式」に対して、指定都市市長会からハローワークについて共同提案を行い、国からの第1次回答に対する意見を提出したところである。

国との合意形成が図れるよう、今後、これらの課題について、さらに検討を深める必要がある。

ア 提案内容（平成25年12月の指定都市市長会で了承済）

① 国に求める措置の具体的内容

職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務を希望する指定都市に「一体的実施」により実施しつつ、ハローワーク業務に係る国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係についての合意形成のため、国と指定都市との協議の場の設定し、「一体的実施」として実施しているハローワークの職業紹介・相談業務を希望する指定都市が受託する「一元的実施」により実施

② 現行制度の支障事例

「見直し方針」では一体的実施の課題の多くを解消できない。一体的実施についての支障事例は、次のとおり。

- ・ 一定の成果も挙げているが、今後アクション・プランに基づく協定の範囲を超えて事業展開を検討する場合、市の裁量が及ばず地域の実情に応じた迅速な対応が図られないおそれがある。
- ・ 一体的実施施設は指揮・命令系統が複数あることから、運営方針について事前の協議・調整が必要であり、地域の特性・ニーズに見合った市民サービスが提供されない可能性がある。
- ・ 勤務条件の相違や業務の繁閑に合わせた弾力的な人員配置ができないこと等による非効率の発生。
- ・ 支援対象者を生活保護受給者等の生活困窮者としており、それ以外の市民（若者、女性、高齢者、障害者等）に対して実施しているカウンセリング等の就労支援サービスと職業紹介等サービスを一体化し、相談から就労までの一貫したサービスを地方の責任と判断で提供できない。

③ 制度改正の必要性

全指定都市で一体的実施をしている現状において、更に職業安定法第 33 条の 4 に基づく無料職業紹介事業を同一の対象者に対して市が実施すると、異なる実施主体が同じ対象者に行政サービスを行う、いわゆる二重行政が生ずる。それに比べると、業務委託により、一体的実施として実施しているハローワークの職業紹介、相談業務を市が実施することとした方が一体的実施の課題が解消され、住民にとってのメリットも大きい。

ハローワークにおける就労支援は、地域の実情を熟知し、住民に最も身近な基礎自治体が担うことで住民サービスの向上につながる。そのため、「権限移譲」の実を上げるまでの当面の措置として、現行法令の枠内での見直しが必要。

イ これまでの主な経緯

① 厚生労働省からの第 1 次回答

対応不可である。理由は以下のとおり。

ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進める、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。

なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。

なお、雇用対策協定は平成 26 年 7 月末現在 13 自治体（6 道府県）と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。

※ 国は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労権の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施。地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。

※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。

※ ハローワークは全国に 544 カ所あり（さらに、一体的実施施設を 206 カ所設置するなど地域に密着して業務を実施）、年間のべ 600 万～700 万人の新規求職登録、1 日約 17 万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。

② 第 1 次回答に対し、指定都市市長会から提出した意見

ご指摘のとおり、地域の雇用問題の解決のため、国と地方自治体が連携を深め、雇用対策を一体的に実施することは有益であるが、現行制度の支障事例として提案時に示した、連携だけでは解決できない課題もあるため、今回の提案をしているのであり、単純に従前の連携を深めるだけでは不十分である。

また、取り分け「一体的実施」施設については、全国 544 箇所のハローワークの全国ネットワークとは別に、平成 23 年以降新たに区役所等に設置されたものであり、ハローワークの業務のうち、雇用保険・雇用対策業務は取り扱っておらず、そもそも職業紹介・雇用保険・雇用対策が一体的に実施されているものではない。したがって、現在、「一体的実施」として実施している業務を国において直接実施する必要はなく、指定都市に移譲又は委託をしたとしても、ご懸念の国の全国ネットワークにおいて職業紹介・雇用保険・雇用対策が一体的に実施される体制を崩壊させるものではない。

地域の実情に即した効果的な就労支援を行うためには、当会が求める措置をおいてほかはないと考える。

ウ 今後の主なスケジュール

- | | |
|-------|--|
| 10月下旬 | 国・地方間の最終調整（～11月下旬）
地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議
（中間とりまとめ） |
| 11月 | 提案募集検討専門部会（重点事項の個別協議、対応方針案の検討） |
| 12月上旬 | 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議
（対応方針案の了解） |
| 中旬 | 地方分権改革推進本部（対応方針の決定）
閣議（対応方針の決定）
※法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出 |

3 国及び県と連携した雇用対策について

(1) 生活困窮者の雇用対策

ア 連携した取組の内容

① ハローワークとの一体的実施（全市）

区役所等における常設又は巡回による就労支援窓口において、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者等を対象に、ハローワーク職員が職業相談・職業紹介業務を実施している。

② 生活保護受給者向けのセミナーを労働局・市が連携して実施（札幌市、さいたま市）

生活保護受給者等のうち、市が必要と判断した者や受講を希望する者を対象に「就労意欲の向上」、「就職活動の基礎的スキルの習得」等を目的としたセミナーを、労働局・市が共同実施するなど連携して実施している。

③ 一体的実施施設で職業訓練に係るメニューの提供及び相談の実施（さいたま市、新潟市、岡山市、広島市）

職業訓練を希望する者に対し、就労支援窓口において、国・県の職業訓練メニューの提供又は職業訓練に関する相談を実施している。

イ 上記取組における課題

- 就労支援窓口未設置区の解消及び巡回窓口の常設化に向け、労働局と協議する必要がある。
- 窓口の利用促進のため、支援対象者の就労支援窓口への利用勧奨や送り込み等を積極的に実施する必要がある。
- ハローワーク単位で事務取扱に差があり、統一的な事業運営がしにくい。
- 支援対象者の情報共有に制限がかかる場合があり、連携に支障が生じることがある。
- 生活困窮者自立支援法の支援対象者への就労支援体制を検討する必要がある。

(2) 若者の雇用対策

ア 連携した取組の内容

- ① 就職ガイダンス・合同企業面接会・求人枠確保要請の実施（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

新卒者等向けの就職ガイダンス、合同企業面接会等を労働局と共催又は連携して実施している。また、経済団体等に対し、労働局及び関係機関との連名で、高等学校及び大学等卒業予定者の求人枠確保についての要請を行っている。

- ② 若年求職者向けの相談拠点を設け、ハローワークと一体的に支援（北九州市）

若年求職者を対象にした就職支援の拠点「若者ワークプラザ北九州」を市内 2 か所に設置し、国及び県と連携しながら、就業相談、職業紹介、セミナー等を開催している。うち 1 か所はハローワークと一体的に支援を行っている。

- ③ 保護者向けセミナー等の開催（千葉市、新潟市、神戸市）

国や県と連携し、就職活動中の子を持つ保護者向けのセミナー等を開催している。

- ④ 企業ガイドブックの作成（新潟市）

大学生向けの企業ガイドブックを、ハローワーク、商工会議所等と連携して作成している。

- ⑤ 地域若者サポートステーションで地域の実情に応じた事業の実施（札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、広島市）

地域若者サポートステーションにおいて、労働局と連携して、地域の実情に応じた若者の職業的自立支援事業を実施している。

⑥ デジタルコンテンツクリエイター育成事業の共同実施（福岡市）

概ね 30 代のフリーター等の正社員就職を支援するため、Web デザイン等の技術を身に付けるための講座を、県と共同で実施している。

⑦ 「有給長期インターンシップ」モデル事業の実施（広島市）

若者の雇用に関するミスマッチを防止するため、多くの若者が多様なインターンシップの機会を得られるよう、県と連携し、県は既存インターンシップの上積み、市は有給長期インターンシップにモデル的に取り組んでいる。

イ 上記取組における課題

- 利用促進、求人企業の質の確保を図るとともに、就職後のフォローや定着支援等を実施する必要がある。
- 地域若者サポートステーション事業は、生活困窮者自立支援制度が創設されることに伴い、27 年度以降の国の事業の継続が不透明である。
- 「サポステ・学校連携推進事業」の見直しにより、平成 26 年度から在学生在が支援対象者外になっている。
- 学生の大企業志向が強く、地元中小企業にあまり関心が向かない。

(3) 高齢者の雇用対策

ア 連携した取組の内容

① シルバー人材センターの就業支援（札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、熊本市）

ハローワークに就職・就業相談で訪れる住民が臨時的・短期的又は軽易な業務への就業を希望する場合には、ハローワークはこれらの業務への就業機会を提供するシルバー人材センターを紹介している。

② ハローワーク又は県の施設と連携して、高齢者に対する就業支援等を実施（神戸市、北九州市）

神戸市では、「生涯いきいき情報センター」を設置し、相談員がハローワーク等と連携して就業支援等を実施している。北九州市では「高年齢者就業支援センター」と隣接する国の施設とで、相互に利用者の誘導を行うとともに、県の施設及

び関係団体との連携により、高年齢者就業合同相談会を実施している。

③ 「協同労働」モデル事業の実施（広島市）

自ら出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に取り組む労働形態である「協同労働」により、高齢者の働く場を創出するためのモデル事業を、労働局と連携して実施している。

イ 上記取組における課題

- 類似する国や県の施設とさらなる連携強化が必要である。

(4) 子育て中の方の雇用対策

ア 連携した取組の内容

① 母子家庭等就業支援事業の実施（札幌市、仙台市、横浜市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、熊本市）

県やハローワークと連携して、母子家庭の母等に対し、就業相談、職業紹介、セミナー等きめ細かな就労支援を実施している。

② 女性に対して職業相談・職業紹介を行う拠点の設置（大阪市）

「しごと情報ひろばマザーズ」を設置し、ハローワーク等と連携し、子育てのために離職した女性などを対象に、無料の職業相談、職業紹介を実施している。

③ 男女共同参画センターにおけるハローワーク職員による出張相談、セミナー等の実施（横浜市、新潟市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市）

市の男女共同参画センターが実施する就労支援講座やイベント等において、ハローワーク職員による出張相談、セミナー等を実施している。

④ マザーズセミナーで保育サービスに関して説明（仙台市、新潟市）

マザーズハローワークの実施する就職支援セミナーにおいて、保育所の入所状況や各種保育サービスについての情報提供及び保育所の入所申込方法、保育所で一日の流れなどについて説明を行っている。

⑤ 母子家庭の母を雇用する企業に対する助成（熊本市）

母子家庭の母等、就職困難者の雇用促進を図るため、国の特定求職者雇用開発

助成金の支給を受けた事業所に対し、「母子家庭の母等奨励金」を支給している。

イ 上記取組における課題

- 女性に特化した市の事業が全般的に少なく、国や県と連携して就労支援体制を強化するに至っていない。
- 講座、セミナー等の利用者が伸び悩んでいる。

(5) 障害者の雇用対策

ア 連携した取組の内容

- ① 合同面接会・説明会等の開催（札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）

障害者向けの合同面接会、説明会を労働局や県と共催又は連携して実施している。

- ② 障害者を総合的にサポートする拠点を設置し、関連の施設と連携して支援（横浜市、新潟市、浜松市、北九州市、福岡市）

障害者の就労を総合的にサポートする拠点を設置し、ハローワーク及び就労支援機関等と連携した就労支援を実施している。

- ③ 障害者雇用促進のための連絡会等の設置（仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）

障害者雇用の拡大、定着を支援するため、市、ハローワーク及び関係機関で構成する連絡会等を設置し、より効果的な事業等について検討を進めている。

- ④ 伴走型サポートをハローワークと連携して実施（新潟市、浜松市）

市は、障害者雇用の経験が少ない企業に対し、採用前の従業員の障害特性の理解から、採用後の職場でのコミュニケーションの醸成まで、企業のニーズに沿った支援を実施している。ハローワークは企業に対し、当該事業の紹介を行っている。

- ⑤ 障害者施設と企業の商談会や販売会の開催（北九州市、福岡市）

障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、県と連携し、障

害者就労施設と企業との商談会や商業施設における大規模販売会を開催している。

⑥ 意識啓発のためのセミナーの共催・講師派遣（横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市）

障害者雇用に関する意識啓発を図るため、ハローワークとの共催、若しくはハローワーク職員を講師に迎え、セミナーを開催している。

⑦ 障害者を雇用する企業に対する助成（新潟市、熊本市）

障害者の雇用促進を図るため、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業所に対し、「障がい者雇用促進奨励金」を支給している。

イ 上記取組における課題

- 「障害者施設と企業の商談会や販売会」への協力企業数が伸び悩んでいる。

(6) 誘致企業の人材確保対策

ア 連携した取組の内容

① 誘致企業向けのセミナーや合同面接会の開催（新潟市、岡山市）

市が立地した企業等のセミナー、合同就職面接会を、ハローワーク等と連携して開催している。

② 誘致企業等の人材確保に向けた支援（新潟市、静岡市、広島市、熊本市）

市は、誘致企業等の新規雇用見込みについて労働局に情報提供し、労働局は、当該企業への求人開拓や職業紹介を行うなど、連携して誘致企業等の人材確保を支援する。

(7) 職業訓練

ア 連携した取組の内容

① 認定訓練施設の運営（熊本市）

認定職業訓練施設を県と連携して運営している。

② 認定訓練校への助成（川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、福岡市、熊本市）

人材育成、技能向上を図るため、県と共に、認定訓練校に対する助成をしている。

③ 委託訓練のコース設定に係る県との連携（広島市）

県立高等技術専門学校で実施する職業訓練（委託訓練）のコース設定に、市が参画・連携する仕組みについて、検討を進め、平成 27 年度から、その検討結果に基づく訓練を実施することを目指している。

イ 上記取組における課題

- 職業訓練法人で実施する訓練コースへ十分関与できない。
- 国と市で設置したふるさとハローワークで訓練への登録ができない。
- 職業訓練に関して、市側のノウハウや情報が十分でない。
- 市が把握した地域の実情・ニーズを反映した職業訓練コースの設定において、期間や単価について国の制約があるため、柔軟な対応ができない。
- 保育士養成コースの設定において、保育士養成校の定員枠に関する国の運用が厳格なため、訓練生のための新たな枠の確保が難しく、コース設定が困難である。

(8) 看護職員及び保育士の人材確保

ア 連携した取組の内容

① 保育士復職支援拠点の運営（横浜市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、福岡市）

保育士復職支援拠点（保育士・保育所支援センター）を、県との共同運営や、ハローワークと連携等して運営している。

② 看護職員復職支援拠点の運営（名古屋市）

市立看護専門学校に「なごやナースキャリアサポートセンター」を設置し、復職を希望する潜在看護職員に対する研修会及び復職相談を実施するほか、ハローワークの就職説明会にブースを出展している。一方、ハローワークは、同センターの研修会等の紹介、研修会受講者へ職場見学（医療機関や福祉施設）や職業紹介等を行うなど事業連携している。

③ 福祉人材バンクの運営（浜松市）

福祉人材の育成及び確保のため、就労あっせん事業や福祉サービス等に関する啓発・広報事業を浜松市社会福祉協議会に委託して実施している。事業の実施に

当たっては、ハローワーク等と連携している。

④ 合同説明会・面接会等の開催（さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、京都市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

看護職員及び保育士の不足に対応するため、ハローワークや県と連携し、合同説明会・面接会等を開催している。

イ 上記取組における課題

- 支援拠点や施策について、潜在看護職員、保育士に対する周知が十分にできていない。
- 処遇が、厳しい労働条件に相応しい水準には届いておらず、人材不足の大きな原因となっている。
- 福祉人材バンクについては、ハローワークと距離が離れているため、十分に連携できない面がある。